

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長 (国税32)(登録免許税:外)																																																																
2	要望の内容	<p><制度概要></p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を行う場合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法 第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の 税率</th> <th>産活法 の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の分割)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>1.2%</td> <td>0.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>1.2%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><要望の内容></p> <p>産活法に基づく登録免許税の特例措置を平成26年3月31日まで(2年間)延長する。</p>	租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%	船舶	2.8%	1.2%	1.6%
租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率																																																														
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																														
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
3号	分割	0.15%	0.1%	0.05%																																																														
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%																																																														
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																													
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																													
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																														
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																													
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																													
	分割時	不動産	1.2%	0.2%	1.0%																																																													
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%																																																													
3	担当部局	健康局生活衛生課																																																																
4	評価実施時期	平成23年9月																																																																
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 創設 平成12年度 税率の引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長 平成18年度 2年間延長 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長、拡充 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減																																																																
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)																																																																

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。</p>						
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<table border="0"> <tr> <td>基本目標Ⅳ</td> <td>地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</td> </tr> <tr> <td>施策大目標 4</td> <td>衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</td> </tr> <tr> <td>施策中目標 5</td> <td>生活衛生の向上・推進を図る</td> </tr> </table>	基本目標Ⅳ	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する	施策大目標 4	衛生的で安心・快適な生活環境を確保する	施策中目標 5	生活衛生の向上・推進を図る
		基本目標Ⅳ	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する						
施策大目標 4	衛生的で安心・快適な生活環境を確保する								
施策中目標 5	生活衛生の向上・推進を図る								
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目標 (ROE、ROA:平成 22 年度値+2%)を上回ることを目指す。</p> <p>また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現する。具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3 年間でエネルギー生産性の 6%以上向上又は炭素生産性の 7%以上向上を実現することを目指す。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。</p> <p>【事業再構築計画、経営資源再活用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ROE\geq2%ポイント(経営資源再活用計画では ROA) ➢ 有形固定資産回転率\geq5% ➢ 従業員一人当たり付加価値額\geq6% <p>【経営資源融合計画】</p>								

- 修正 ROA ≥ 3%ポイント
- 有形固定資産回転率 ≥ 10%
- 従業員一人当たり付加価値額 ≥ 12%

【資源生産性革新計画】

- エネルギー生産性: +4% (平成 23 年度以降に開始する計画は+6%)
炭素生産性: +5% (平成 23 年度以降に開始する計画は+7%)

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。

8 有効性等

① 適用数等

【本措置を利用した計画の認定件数】

(単位: 件)

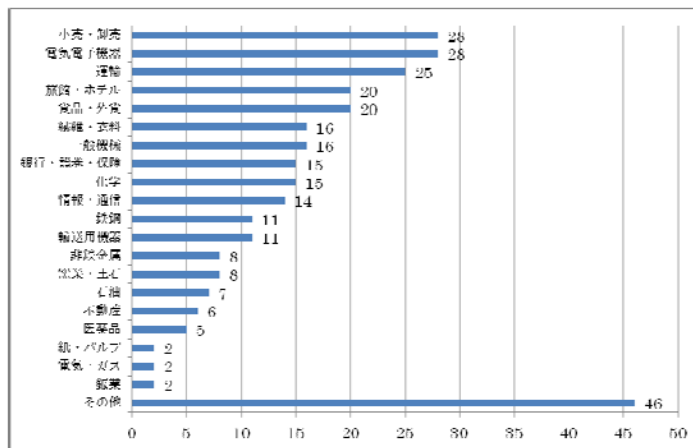
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
件数	72	67	57	26	21	18	24	20

※上記のうち中小企業を含む計画: 101 件

【将来推計】

	23 年度	24 年度	25 年度
件数	32	30	30

【本措置を利用した企業が営む業種】



【適用件数】

(単位: 件)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
件数	912	458	994	604

出所: 法務省「登記統計」

※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映している。

② 減収額

【減収額】

(単位:百万円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
軽減額	16,895	9,745	5,133	3,789	1,586

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
軽減額	4,509	2,609	557	1,300	1,300	1,300

※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増加する見込み。

出所:産活法に基づく提出資料

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成26年3月)

産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。

第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業のROE、ROAの一層の向上を図り、政策目的の実現を図っていく。

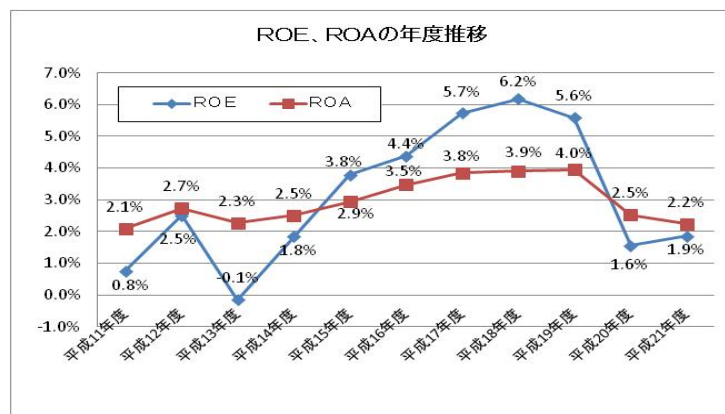
(法人企業統計調査(財務省))

①総資産経常利益率(ROA)の実績

【制度創設】平成11年度:2.1% → 平成21年度:2.2%

②自己資本当期純利益率(ROE)の実績

【制度創設】平成11年度:0.8% → 平成21年度:1.9%



		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>平成23年8月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。</p> <p>第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編に取り組む企業に対して本措置を適用することで、本措置適用企業の更なる生産性の向上を後押しする。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、8割以上が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。</p> <p>また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。本措置は、合併や会社分割等の組織再編に取り組む際のコストを軽減し、我が国企業の再編を促進・円滑化するために必要不可欠なものであり、本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成26年3月)</p> <p>これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した生産性向上の基準を達成している。今後も本措置活用により、企業の実業性向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。</p> <p>なお、平成23年の産活法改正に伴い、事業再構築計画の支援対象から「資本の相当程度の増加(単純増資)」が除かれており、本措置の適用対象の見直し(縮減)を行ったところ。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月